

令和6年12月13日

高知市観光企画課

はりまや橋観光バスターミナルの指定管理者指定申請に関する質問及び回答

質問 番号	質問内容	回 答
1	<p>指定管理業務のうち、管理業務について、当社独自で人員を確保できない場合に、当社雇用以外の者（親会社等からの出向社員や、派遣会社の派遣社員等）に業務させることが認められますか。</p>	<p>はりまや橋観光バスターミナル運営業務について、仕様書2ページの「6業務内容 － (1)管理運営のための体制の整備に関すること － ア 従業員の雇用等に関すること。－ (7)」内の、管理責任者は、直接雇用の従業員を配置してください。</p> <p>なお、管理責任者以外の従業員については、労働力確保の観点から、高知市と事前に協議の上、直接雇用以外とすることも可能とします。</p> <p>ただし、仕様書4ページの「7 業務の再委託の禁止について」内に記載のとおり、当該業務の業務委託（再委託）は認められません。</p>